

児童手当支給額に関する考察

竹 沢 純 子

I はじめに

本稿では、『家計調査』2000年のマイクロ・データを用いて、エンゲルの食費シェア法による子どもコスト推計を行い、望ましい児童手当支給額を試算し、児童手当制度のあり方について考察することを目的とする。

近年、児童手当は少子化対策のひとつに位置づけられ、支給対象は小学6年にまで拡大してきた(表1)。しかし支給額は1992年以降、第1, 2子月額5,000円、第3子以降月額1万円に据え置かれたままである。政府与党が児童手当拡充を進めてきた背景には、子育ての経済的負担が少子化の主要因であり、経済的支援へのニーズも大きいとの認識がある¹⁾。しかし現行の児童手当額では経済的負担の軽減効果は乏しいことから、さらなる支給額引き上げの提案がなされてきた²⁾。しかし、

これまでなされてきた提案は、その額がなぜ望ましいのか、根拠が不明瞭で説得力に欠ける。児童手当支給額引き上げを実現するためには、望ましい手当額を、子育て費用の実態に基づき提案していくことが必要であろう。

構成は次のとおりである。まずIIで、児童手当の目的と子育て費用の概念を整理する。次にIIIで、エンゲルの食費シェア法による子どもコスト推計を行う。IVでは子どもコスト推計結果を用いて、望ましい児童手当額を算定し、さらにVで支給総額の試算を行う。最後のVIで議論を総括し、児童手当支給額について提言と課題を述べて結びとする。

II 児童手当制度の目的と子育て費用の概念

1 児童手当の目的

児童手当法は、第一条で、「この法律は、児童を

表1 児童手当制度の支給対象・手当月額改正の推移

施行年	支給対象		手当月額
1971年	中学校終了まで(～74年段階的实施)	第3子以降	3,000円
1974年	中学校終了まで	第3子以降	4,000円
1975年	中学校終了まで	第3子以降	5,000円
1988年	未就学児	第2子以降	2,500円(第2子), 5,000円(第3子以降)
1992年	3歳未満	第1子以降	5,000円(第1, 2子), 10,000円(第3子以降)
2000年	未就学児	第1子以降	5,000円(第1, 2子), 10,000円(第3子以降)
2004年	小学校3年終了まで	第1子以降	5,000円(第1, 2子), 10,000円(第3子以降)
2006年	小学校6年終了まで	第1子以降	5,000円(第1, 2子), 10,000円(第3子以降)

出典) 厚生省児童家庭局育成環境課監修(1994)『児童手当法の解説』厚生広報研究会 pp.74-75 を参考に作成。

表2 子育て費用分類と対応するデータ・先行研究

Browning の子育て費用3分類	日本の対応するデータ・先行研究
A-1)【最低生活費】(必要栄養所要量, 必需より算定)	生活保護法 生活扶助基準第1類
A-2)【支出実額】(親が実際に子どものために支出している額)	子ども未来財団[2000]の推計 内閣府[2005]の推計
A-3)【従前生活水準保障額】(夫婦のみの世帯に, 子どもが加わったとき, 子ども出生以前と等しい生活水準に戻るために必要な追加額)	武藤[1992], 駿河[1995], 駿河・西本[2001], 永瀬[2001], 大山[2004]

養育しているものに児童手当を支給することにより, ①家庭における生活の安定に寄与するとともに, ②次代の社会を担う児童の健全な育成, および③資質の向上に資すること」(①, ②, ③は筆者が補記)と3つの目的を掲げている。①は子どもへの支出増に伴う生活水準低下リスクの緩和という意味で「生活水準保障政策」, ②は身体的・精神的に健全な発達保障という意味で「児童福祉政策」の一環と位置づけられる³⁾。③の資質の向上については, 将来の労働力となることを視野に入れて, 人的資本の育成を企図するものと解釈できるだろう。

児童手当が少子化対策のひとつに位置付けられ, 拡充されてきたのは, 子育て費用負担の軽減により上掲の手当の目的が達成される, と考えられたためであろう。子育て費用の軽減に焦点化して, 望ましい児童手当額を考える場合, A) 子育て費用をどのようにとらえるか, B) 子育て費用のうちの程度児童手当として社会化すべきか, という点が問題となる。しかし, これまでに提案されてきた児童手当額は, これらの点を検討したうえで, 望ましい手当額を提示するものとはなっていない。本稿では, A), B) の点について検討し, 望ましい手当額の提示を試みる。

2 子育て費用をどうとらえるか

本項では, A) 子育て費用をどのようにとらえ, 算定するか, という点について整理し, 本稿で行う子どもコスト推計の位置づけを示す。

子育て費用の算出法は, Browning[1992]によれば,

【A-1】【最低生活費】必要栄養所要量, 必需に

基づく額

【A-2】【支出実額】実際子どものために支出している額

【A-3】【従前生活水準保障】夫婦のみの世帯に子どもが加わったとき, 子ども出生前と等しい生活水準に戻るために要する追加額の以上3つに整理される。表2は, このBrowningの3分類と, それに対応する日本のデータもしくは先行研究を示した表である。

【A-1】は最低生活が充足されていない場合に有効な算出法である。現在の日本で最低生活水準に相当する基準は, 生活保護基準である。生活保護基準は生活扶助基準と各種加算から構成される。このうち生活扶助基準とは, 衣食などの日常生活に必要な基本的, 経常的経費についての最低生活費であり, 第1類(飲食費や被服費などの個人的経費)と第2類(光熱費や家具什器類などの世帯共通的経費)に分類される。子ども個人の経費である第1類が, 子どもの必需・最低生活費に相当する。

【A-2】は, 出産や子育てのために実際支払う額である。一例として, 子ども未来財団[2000]による推計がある。夫婦年齢, 子ども数, 公立私立学校別モデル家族を設定し, 子どもが出生してから成人するまでにかかる支出を, 積み上げて算出している。別の例としては, 内閣府編『社会全体の子育て費用に関する調査研究報告書』[2004]のように, 一時点における, 年齢別の子育て費用を, 家計の私費負担, 国・地方自治体の公費負担別に算出し, 両者から社会全体の子育て費用を推計するものもある。

【A-3】は、子どもを持つことによる親の生活水準の低下に注目するものである。【A-2】のような方法では、子どもへの支出が家計の消費構造を変え、子どもを持つ前後で、親の生活水準が変化することはとらえられない。国立社会保障・人口問題研究所『第13回出生動向基本調査』[2005]の結果によれば、理想とする数の子どもを持てない理由の第一が「子育てや教育にお金がかかるから」である。これは過重な子育て費用負担により、親自身の生活水準が脅かされることの回避とも受け取れる。少子化の進む今日において、実際の子どもへの支出負担を問題にするだけでなく、親自身の生活水準の保障という視点も、今や新たに重要になってきているのではないだろうか。

【A-1】、【A-2】、【A-3】の子育て費用のうち、どの概念に基づき、望ましい児童手当額を考えるべきかについては、意見が分かれる点であろう。そこで、本稿では1つに限定せず、3つの子育て費用概念各々について、望ましい児童手当額の算定を試み、比較を行うことにする。【A-1】、【A-2】については、既存のデータを活用する。【A-3】については、新たに次節で子育て費用の推計を行い、その結果を用いることとする。

III 子どもコストの推計

本節では、IIの2で述べた【A-3】の概念に基づき、子育て費用の推計を行う。【A-1】、【A-2】の子育て費用概念と区別する意味で、以下では【A-3】の子育て費用を「子どもコスト」と称することにする。子どもコスト推計の主要な簡便法としては、エンゲルの食費シェア法、ロスバースの成人財法がある⁴⁾。前者の方法は、生活水準は食費シェアの大きさによって表されるとするエンゲルの法則に基づく。そして、子どもコストは、子どもが産まれる前の食費シェアに戻すための必要な追加額であるとする。後者は成人財(成人服、酒、タバコなど)消費が、親の生活水準を表すとの仮説をおく。子どもを持つことによる成人財消費額の下落から、子どもが産まれる前の成人財消費額に回復するための必要追加額を子どもコストとする。こうした方法

による日本の子どもコスト推計は、いくつか既になされている〔武藤1992, 駿河1995, 駿河・西本2001, 永瀬2001, 大山2004〕。本稿では、エンゲルの食費シェア法により子どもコストを推計し、その結果に基づき、子どものいる世帯への社会保障制度のあり方、特に本研究の関心である児童手当の考察へと発展させたいと考える。

1 計量モデル：エンゲルの食費シェア法

本稿では、最も簡便な子どもコスト推計方法⁵⁾であるエンゲルの食費シェア法を採用し、Tsakloglou[1991]の定式化にならい、

$$\text{食費シェア} = \beta_0 + \beta_1 * \ln C + \beta_2 (\text{子ども年齢別人数}) + \beta_3 (\text{その他の変数}) \quad (1)$$

を推計式とする。Cは消費支出、食費シェアはCに占める食費の割合である。エンゲル型等価尺度は $\exp(-\beta_2/\beta_1)$ によって求めることができる。等価尺度は、夫婦と子ども世帯が、夫婦のみ世帯と同等の食費シェアすなわち生活水準を保つためには、何倍の消費支出の追加が必要であるか、夫婦世帯を1として表した比である。推計は以下の(2)(3)式の2通り行った。

推計①：(F1：食費) / (C：10大分類の消費支出)

$$\text{食費シェア}(F1/C) = \beta_0 + \beta_1 * \ln C + \beta_2 (\text{子ども年齢別人数}) + \beta_3 (\text{妻の就業ダミー}) + \beta_4 (\text{持ち家ダミー}) + \beta_5 (4\text{大都市圏ダミー}) + \beta_6 (\text{月ダミー}) \quad (2)$$

推計②：(F2：外食費除く食費) / (C：10大分類の消費支出)

$$\text{外食費除く食費シェア}(F2/C) = \beta_0 + \beta_1 * \ln C + \beta_2 (\text{子ども年齢別人数}) + \beta_3 (\text{妻の就業ダミー}) + \beta_4 (\text{持ち家ダミー}) + \beta_5 (4\text{大都市圏ダミー}) + \beta_6 (\text{月ダミー}) \quad (3)$$

使用変数について説明しておく。被説明変数の食費シェアは、武藤[1992]にならい、分子の食費をF1(外食費含む)、F2(外食費除く)、の2通り、分母の消費支出はC(10大分類すべて含む消費

支出)とした。説明変数として「持ち家ダミー」を入れた。住宅費は帰属所得の問題があり、借家世帯の家賃は消費支出に計上されるが、持ち家の帰属家賃は消費支出に計上されない。そのため他の条件を一定にすると家賃分だけ持ち家世帯では食費シェアの分母が小さくなり、食費シェアが高めとなる。そこで「持ち家ダミー」を入れ家賃支出の差を考慮した。さらに「妻の就業ダミー」も説明変数として加えた。これは家事労働の帰属所得を考慮するためである。例えば妻が就業し、家事・育児サービスを購入する世帯では、分母の消費支出は大きくなり食費シェアは小さくなる。しかし就業せず、自ら家事・育児をする場合は、家事・育児サービスとして消費支出には計上されない。

2 データ

分析対象は、総務省統計局『家計調査』、2000年10、11、12月調査対象の勤労者世帯うち、夫婦世帯、夫婦と子どもからなる世帯である。夫婦世帯は、夫60歳未満、かつ妻40歳未満世帯であり、今後子どもを持つ可能性のある世帯とした。夫婦と子ども世帯は、夫60歳未満世帯で、未就学の子どもがおり、かつ長子は小学生以下世帯とした⁶⁾。三世帯世帯と、子どもへの仕送りがある世帯は分析から除いた⁷⁾。6カ月ごとに調査世帯が交代するという家計調査の設計上の特徴から、同一世帯が複数回出てくるという計量上の問題はあるものの、サンプル数を拡充するために3カ月のプールデータを用いた。

3 推計結果

推計結果は表3のとおりである。子どもコストは等価尺度として表記される。子ども年齢に注目して結果を見てみよう。推計1では、子ども0歳の場合を除き、有意な結果を得た。0歳の子どもの等価尺度は0.951であり、夫婦世帯に比べ0歳の子どもの1人いると約5%食費シェアは低下、すなわち生活水準が上昇するという、仮説に反する結果であった。この理由として、子どもが生まれた後は乳児同伴で外出はしにくいので機会が減ることが考えられる。一方、外出費を除いた推計2では、子

ども0歳においても正の値となった。子ども年齢別等価尺度をみると、子ども0歳1人の増加は8.6%、1-2歳19.9%、3-5歳18.6%、6-8歳24.6%、9-11歳24.1%のコスト増という結果である。

4 子どもコスト基準額の算定式

子どもコスト推計2の等価尺度を用いて、具体的な金額としての「子どもコスト基準額」を以下の(4)式から算定する。

【子どもコスト基準額算定式】

$$\text{夫婦世帯の消費支出} C \times (\text{等価尺度} - 1) = (\text{子どもコスト基準額}) \quad (4)$$

ここでは、等価尺度から1を引いた値を、夫婦と子ども世帯が、夫婦世帯と同等の効用基準を達成するために要する追加額、ととらえる。そしてこの追加額がどのぐらいの金額になるのか、夫婦世帯サンプルの消費支出額に(等価尺度-1)を掛けたものを、子どもコスト基準額として算定する。

IV 望ましい児童手当額の試算

1 子育て費用のうちどの程度が児童手当として社会化されるべきか

本項では、IIの2で挙げた3つの子育て費用に対応する、望ましい児童手当額を算出し、比較を行う。算出にあたっては、IIの1で既に問題提起したように、B)子育て費用のうち、どの程度が児童手当として社会化されるべきか、という点が問題となる。

日本の児童手当制度は、明確な給付基準を持たないが、海外では基準を持つ国もある。上村[1999, p.173]によれば、フランスでは、毎年最低賃金などを考慮して政令で定める算定基礎月額があり、その一定割合(第2子は算定基礎月額の32%、子どもが一人増えるごとにさらに41%増)を支給額とする基準があるという。また、オランダの児童手当支給額は、0歳以上6歳未満、6歳以上12歳未満、12歳以上18歳未満の3段階に分かれており、各区分の典型的な子どもの養育費に対して、

表3 子どもコスト推計結果

説明変数	推計1		推計2	
	係数	t 値	係数	t 値
消費支出 (C1) 対数	-0.11456***	40.66	-0.10627***	45.1
子ども0歳	-0.00558	1.45	0.00911***	2.84
子ども1-2歳	0.01005***	3.55	0.02118***	8.96
子ども3-5歳	0.01186***	4.85	0.01981***	9.7
子ども6-8歳	0.03178***	10.01	0.02614***	9.85
子ども9-11歳	0.02993***	6.28	0.02557***	6.42
子ども12歳	0.07795***	3.59	0.06220***	3.43
持ち家ダミー	0.02476***	8.51	0.01657***	6.81
妻就労ダミー	-0.00057	0.18	0.00961***	3.72
四大都市圏ダミー	0.01665***	6.17	0.00675***	2.99
10月ダミー	0.00499	1.55	0.00468*	1.73
12月ダミー	0.00814**	2.5	0.00791***	2.9
定数項	1.62253***	45.76	1.44996***	48.9
等価尺度				
子ども0歳	0.951		1.086	
子ども1-2歳	1.088		1.199	
子ども3-5歳	1.104		1.186	
子ども6-8歳	1.277		1.246	
子ども9-11歳	1.261		1.241	

注) *** = 1%有意水準, ** = 5%有意水準, * = 10%有意水準。

それぞれその75%, 85%, 100%となるように設定されているという⁸⁾。

日本で児童手当が発足した1971年当時、児童手当は「児童養育費の二分之一」とする基準があったことは、近年の児童手当拡充論議においてほとんど注目されていない。児童手当制度研究会[2000, p.320]によれば、1967年、当時の厚生省が実施した「児童養育費調査」の結果に基づき、この基準が定められた。当時、義務教育終了前児童が3人いる世帯(月収3万円以上6万円未満)の児童一人当たりの現金支出は月約6,000円、その半額をめどに考えられた金額⁹⁾であったという。子どもの養育費の二分之一を基準とするとの基本方針が、発足当初の児童手当制度に存在したことに、本稿では注目したい。子ども養育の責任は、家族が半分、国・社会全体が半分受け持つ、との理念が、現代の日本社会で支持されるとするなら、子育て費用の二分之一を児童手当として社会化すべきということになろう。本稿では、この理念が支持されたと仮定し、子育て費用の二分之一を基準と設

定して、三種類の望ましい児童手当給付額の試算を試みる。

2 望ましい児童手当額の試算結果

「子育て費用の二分之一の額が望ましい児童手当水準である」として、IIの2で挙げた3つの子育て費用について、それぞれ望ましい児童手当額を算定する。図1は算定結果であり、子どもの年齢階級別に、子ども一人当たり月額望ましい児童手当額を示している。IIの2の3つの子育て費用分類に対応して、試算【A-1】は1級地-1の生活扶助基準第1類の半額、試算【A-2】は内閣府子育て私費負担額の半額、試算【A-3】は前節で推計した子どもコスト基準中央値の半額である¹⁰⁾。

現行の児童手当5,000円を基準として比較すると、【A-1】生活扶助基準第1類半額は2-3倍程度、【A-3】子どもコスト基準額半額は1歳以上で5-6倍程度である。【A-2】内閣府子育て私費負担額半額は6-7倍の間にある。いずれも、現行の児童手当額を大幅に上回ることが明らかとなった。児童

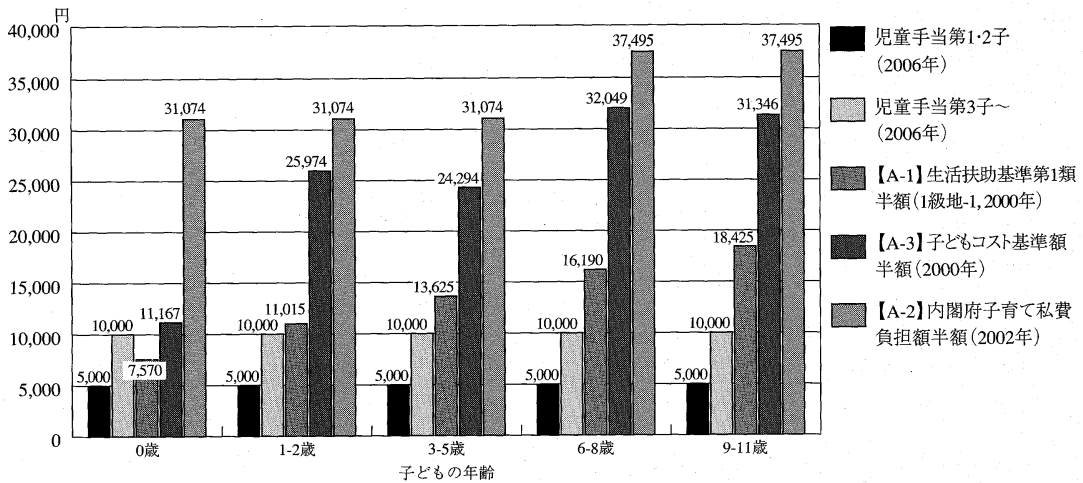


図1 3種類の望ましい児童手当額と現行児童手当額の比較

表4 児童手当支給額の試算

児童の年齢	0歳	1-2歳	3-5歳	6-8歳	9-11歳	0-11歳累積
児童数※1 (2000年)	1,171,652	2,358,317	3,578,262	3,606,990	3,712,527	14,427,748
児童手当総額 (年額, 全児童)						(単位: 兆円)
試算A-1 生活扶助基準第1類半額	0.11	0.31	0.59	0.70	0.82	2.52
試算A-2 内閣府私費負担額半額	0.44	0.88	1.33	1.62	1.67	5.94
試算A-3 子どもコスト基準額半額	0.16	0.74	1.04	1.39	1.40	4.72
現行制度 (第1・2子額)	0.07	0.14	0.21	0.22	0.22	0.87
現行制度 (第3子額)	0.14	0.28	0.43	0.43	0.45	1.73
2005年度児童手当給付総額予算額※2 (小学3年修了まで, 約950万人, 第1・2子5,000円, 3子以降1万円, 所得制限有)						0.64

出典) ※1 総務省統計局『国勢調査』, ※2 内閣府編『平成17年度版少子化社会白書』(2006)。

手当の拡充の目標額としては、低く見積もれば、最低生活費に相当する【A-1】の生活扶助基準第1類半額1万円台である。子どもを持つことによる親の生活水準低下を加味する、【A-3】の子どもコスト基準額半額の場合、0歳1万円程度、1-2歳、3-5歳は2万円台半ば、6-8、9-11歳で3万円台前半となる。親が実際に支出する額である、【A-2】の内閣府私費負担額半額の場合、さらに金額は高くなり、0歳、1-2歳、3-5歳は3万円台前半、6-8、9-11歳は3万円台後半となる。

V 児童手当支給総額の試算

望ましい児童手当額を設定した場合に、どのぐらいの財源が必要になるのか、政策を論じる際には不可避の点である。そこで、図1で示した望ましい手当月額を、12歳未満の全児童に支給した場合の、年あたり児童手当支給総額を試算した結果が表4である¹¹⁾。

各年齢階級の年あたり児童手当支給総額は、各年齢の児童数×望ましい児童手当月額×12カ月として算出した。試算結果は、0-11歳までの全児童に現行児童手当制度5,000円給付とした場合0.87

兆円, 同1万円は1.73兆円, 【A-1】生活扶助基準第1類半額を支給した場合は2.52兆円, 【A-2】内閣府子育て私費負担推計半額を支給した場合は5.94兆円, 【A-3】子どもコスト基準額半額を支給した場合は4.72兆円であった。

表4の最下行に示した, 2005年度支給総額の試算額は, 約0.64兆円(6,420億円)である。2005年時点の児童手当制度は, 小学3年生修了まで, 第1-2子月額5,000円, 第3子以降1万円であった。この支給額のままで, 11歳までの全児童に支給対象を広げた場合の試算額は月額5,000円の場合0.87兆円, 1万円の場合1.73兆円であるから, 現行の1万円を全児童に支給対象を広げるだけでも, 現在のおよそ3倍程度の額が必要となるという結果である。

試算額の水準を達成するためには, 大幅な支給総額の増加を伴うことが, 以上の試算から明らかである。児童手当額を望ましい水準に引き上げる財源を確保するためには, 大きな制度改革が必要となるだろう¹²⁾。

VI おわりに

本論文では, 子どもを持つ前後の親の生活水準低下に焦点をあてる子育て費用として, エンゲルの食費シェア法により子どもコスト推計を行い, 3種類の望ましい児童手当月額, 年間支給総額を試算し, 現行の児童手当額との比較を行った。その結果, 試算額と現行制度の間には, 大きな開きがあることがわかった。

子どもコスト基準額半額の場合は, 0歳児月額1万円程度, 1-2歳, 3-5歳は2万円台半ば, 6-8, 9-11歳で3万円台前半であった。月額1-3万円台は, 欧米の児童手当支給額相当もしくは上回る水準である。子ども1人月額3万円台とすると, 高齢者が受け取る基礎年金の半額にほぼ相当する。子ども1人に児童手当として基礎年金の半額程度の支給を与えることには, 世代間の公平という観点からも支持を得られるのではなからうか。「お金がかかるので子どもが持てない」という声の多さを真剣に受け止め, 子どもを持つ世帯への経

済的支援を充実させようとするならば, 今回提示した目標ラインはそれほど高すぎる要求とも思われない。試算によれば, 大幅な財源増が必要である。財源をどう確保するのが最も望ましいのか, 稿を改めて論じることとしたい。

残した検討課題は, 子育て費用の二分の一を児童手当として社会化されるべきであると仮定して試算を行っている点である。この仮定の背後にある, 子ども養育の責任は, 家族が半分, 国・社会全体が半分受け持つ, との理念が, 果たして現代の日本社会でどれだけ支持されるのだろうか。支給基準を持つフランス, オランダでは, どのような根拠で決められているのか, 諸外国の例を参考として, 今後さらに検討していきたい。

付 記

本論文は平成14-17年度文部科学研究費補助金基盤研究B「統計的照合技術の研究と家計データ分析への応用」(研究者代表: 青山学院大学教授美添泰人, 研究分担者: 椿広計・荒木万寿夫・永瀬伸子, 研究協力者: 宇南山卓・元山斉・両角良子・竹沢純子)における共同研究成果である。本論はその成果のひとつである竹沢純子・永瀬伸子「子どもコスト推計による児童手当レファレンス額の算定」[科学研究費報告書2005年3月]の一部を再構成したものである。この研究を可能にした研究会メンバーおよび総務省統計局, ならびに第55回生活経済学会, 第55回日本人口学会, 第2回フェミニスト経済フォーラムの報告において, 討論者とフロアからいただいたコメントに感謝申し上げます。

(平成17年12月投稿受理)

(平成18年7月採用決定)

注

- 1) 内閣府『少子化社会対策に関する子育て女性の意識調査』[2005]の結果によれば, 少子化対策として重要と考えているものの第1位が「経済的支援措置(保育・教育費への補助, 医療費補助, 児童手当など)」であり, 全体の7割が回答していた。
- 2) 自民党熊代昭彦議員の案, 2005年衆議院選挙時の各党の子育て支援策[毎日新聞2005年9月8日朝刊], 鈴木真理子の育児保険試案[鈴木

- 2002]などがある。
- 3) 坂口[2004]は、目的①を「生活水準保障政策」ではなく「所得保障政策」、②③を合わせて「児童福祉政策」ととらえている。本稿では、①の目的を「所得保障」ではなく、「生活水準保障」とした理由は、社会保障の最低基準に関する条約[1952年、ILO102号条約]において、児童手当は、所得減による貧困リスクではなく、児童養育に伴う支出の増大による貧困リスクに対処する社会保障制度、として位置づけられてきた経緯があるためである。
 - 4) エンゲル法は過大推計、ロスバース法は過少推計になりやすいことが知られている。
 - 5) 子どもコスト推計方法および等価尺度に関する理論的検討については、Muellburger[1977]、Deaton and Muellburger[1986]、駿河[1995]が詳しい。
 - 6) 未就学の子どもがいる世帯に限定した理由は、本稿の基になった分析[竹沢・永瀬2005]において、2000年時点の児童手当支給対象である未就学児のいる世帯を推計対象としたかったためである。
 - 7) 三世帯世帯のように夫妻以外の成人を含む世帯は除外した。なぜなら、ここで分析したいのは、「夫妻の」子どもを持つ前後の食費シェアすなわち生活水準の変化であるためである。また、子どもへの仕送りがある世帯を除いた理由は、仕送り分消費支出は増えるが、非同居子の食費は計上されず、食費シェアは低下、すなわち生活水準は上昇となり、仕送り世帯の親の負担を食費シェアでは適切に反映できない、とみられるためである。
 - 8) 人口問題審議会「少子化に関連する諸外国の取組みについて」[1999年6月]資料。
 - 9) 児童養育費調査の二分の一として求められたこの金額は、理論的根拠、科学的根拠ともに無いという批判もある[平石1971]。
 - 10) データについて説明を加えておく。現行の児童手当制度では、小学校6年生、12歳になった年度末まで支給される。②の生活扶助基準の年齢区分は、0、1-2、3-5、6-8、9-11歳であることから、12歳以下ではなく、12歳未満を上限とし、子どもコスト基準額を算定した。また、子どもコスト基準額は2000年のデータを用いて算定されているため、生活扶助基準も2000年時点の金額を比較対象とした。内閣府子育て私費負担推計額は、内閣府編『社会全体の子育て費用に関する調査研究報告書』[2005]で算定された、2002年の0-5歳、6-11歳の推計値を引用した。子育て私費負担推計額には、保育料・学校教育費・妊娠出産医療費、その他生活費が含まれる。なお、公表された推計値は年額平均であるため、月額として計算し直した。

- 11) すべての試算において、全児童、各年齢区分ごとに、一律額を支給すると仮定し、出生順位による金額の差はなく、所得制限もないものとした。
- 12) 税金ではなく、社会保険方式によって、財源確保を行おうとする、育児保険構想[鈴木2002]がひとつの方策として提案されている。

参考文献

- Browning, M (1992), *Child Benefit : Investing in the Future*, London : CPAG.
- Deaton, A. S. and Muellbauer, J.(1986) "On Measuring Child Costs: with Application to Poor Countries," *Journal of Political Economy*, Vol.81, pp.720-745.
- Dickens, R., Fry, V. and Pashardes, P. (1996) *The Cost of Children and the Welfare State*, University of Essex, Department of Economics, Discussion Paper Series, No.466.
- Muellbauer, J.(1977), "Testing the Barten Model of Household Composition Effects and the Cost of Children," *Economic Journal*, Vol.87, pp.460-488.
- Tsakoglou, P.(1991) "Estimation and Comparison of Two Simple Models of Equivalence Scales for the Cost of Children," *Economic Journal*, pp.343-357.
- 上村政之(1999)「家族給付制度」藤井良治・塩野谷祐一編『先進諸国の社会保障⑥フランス』東京大学出版会。
- 大塩まゆみ(1996)『家族手当の研究』法律文化社。
- 大山昌子(2004)「子供の養育・教育費用と出生率低下」『人口学研究』pp.45-58。
- 北 明美(2002a)「日本の児童手当制度の展開と変質(上)」『大原社会問題研究所雑誌』pp.18-32。
- (2002b)「日本の児童手当制度の展開と変質(中)」『大原社会問題研究所雑誌』pp.39-55。
- 京極 高宣(2001)「児童手当と児童年金①」『週刊社会保障』No.2119, pp.48-49。
- 子ども未来財団(2000)『子育てコストに関する調査研究報告書』。
- 坂口正之(2004)「児童手当」, 堀勝洋編『社会保障読本』第3版, 第7章第4節 pp.226-242。
- 児童手当研究会(1991)「児童手当の現状と展望⑥」『週刊社会保障』No.1665, pp.52-55。
- 児童手当制度研究会監修(2000)『改訂児童手当法の解説』中央法規出版。
- 鈴木真理子(2001)「社会保険による育児支援の意義と可能性」『週刊社会保障』No.2144, pp.54-57。
- 鈴木真理子編(2002)『育児保険構想—社会保障による子育て支援』簡井書房。
- 駿河輝和(1995)「Equivalence Scaleによる子どもの費用の計測」『日本統計学会誌』第25号3巻, pp.223-231。
- 駿河輝和・西本真弓(2001)「等価尺度と子どもの費用」『季刊家計経済研究』第50号, pp.56-62。
- 竹沢純子・永瀬伸子(2005), 「子どもコスト推計によ

る児童手当レファレンス額の算定』『統計的照合技術の研究と家計データ分析への応用』(平成14-17年度文部科学研究費補助金基盤研究B 統計的照合技術の研究と家計データ分析への応用報告書) pp.51-64。

永瀬伸子(2001)「子どもコストの推計：家計および資産面からの分析」『人口学研究』第28号, pp.1-15。

平石長久(1971)「社会保障関連法の問題点」『ジュリスト』485号, p.67。

武藤博道(1992)「日本における子育てコストと子ども需要」『日本経済研究』第22号 pp.119-136。

(たけざわ・じゅんこ お茶の水女子大学大学院
博士後期課程)